

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和7年2月12日(水)			
会議時間	開会	午前10時00分	閉会	午後0時10分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 千葉 栄生		委員 佐々木 久助	
	委員 岩瀬 典仁		委員 武田 ユキ子	
	委員 千葉 幸男			
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 小岩 寿一 委員			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	小野寺まちづくり推進部長 ほか2名 千葉建設部次長 ほか3名			
本日の会議に付した事件	所管事務調査 ・中里市民センター建設工事について ・政策提言について その他			
議事の経過	別紙のとおり			

# 総務常任委員会記録

令和7年2月12日

(午前10時00分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は7名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会します。

小岩寿一委員から欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

お諮りいたします。

本日の所管事務調査に当たり、当局からまちづくり推進部長、建設部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、まちづくり推進部長、建設部長の出席を求めることといたします。

暫時休憩します。

( 休憩 10:01~10:02 )

委員長 : 再開します。

それでは、これより所管事務調査を行います。

初めに、中里市民センター建設工事についてを議題といたします。

当局より説明を求めます。

まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 本日はお忙しいところ、中里市民センターの建設工事についての説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。

今回につきましては、今2月通常会議に議案として提案させていただきます中里市民センター建替(建築)工事の請負契約についてと損害賠償請求の対応について、それから、去年の8月臨時会議で補正予算を議決いただきました仮会議室の進捗状況についての3件について、説明をさせていただきます。

それでは、資料の1番目になります。

議案として提案させていただきます請負契約についてであります。 (1) 工事名につきましては、中里市民センター建替(建築)工事。

それから(2)工事内容につきましては、建替工事で中里市民センター新築、鉄筋コンクリート造2階建て、延べ床面積642.21平方メートル。

契約金額は、2億4,750万円であります。

本契約につきましては、中里市民センター建設工事、当時の建設工事の打切りに伴い、

建設工事の残りの工事につきまして契約をし直すこととし、打ち切った工事の契約金額の相手方であります株式会社仁田工務店から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約により、同社と2億4,750万円で請負契約を締結しようとするものであります。

若干これまでの振返りのところでありますが、資料にはないのですが、振り返るという意味でお話をさせていただきます。

中里市民センター建設工事につきましては、設計に施工困難な箇所が複数あり、設計の修正が必要となったため修正設計を行うこととし、供用開始を令和9年4月で見込んだところであります。

建設工事の予算につきましては、令和5年度の予算に計上したものであり、令和8年度までこれを繰り越すことができないという状況から、工事を一旦打ち切り、打ち切りまでの間の出来高に基づき変更契約を締結したところであります。

建設工事は、当初の予定の残事業分を改めて予算に計上した上で工事を継続することとし、さきの12月通常会議において、令和6年度から令和8年度までの継続費ということで補正予算の議決をいただいたところであります。

今回の中里市民センター建替（建築）工事の契約につきましては、議決いただいた継続費が3億2,234万8,000円ということで、この範囲内で契約するもので、継続費の額を上限とすることから、打ち切りとした前の建築工事では、本体、それから渡り廊下、陶芸室の移設、外構一体で契約したところでありますが、今回につきましては、本体のみの契約で進めていくという考え方であります。

これは、現在、中里市民センター建設工事修正設計業務委託を実施しておりますが、先ほど申し上げた、本体以外の残りの渡り廊下、陶芸室の移設、外構につきましては、修正設計が終了した時点で工事への増工などで対応するというを現在、検討しているところであります。

資料に戻りまして、(4)契約の相手方につきましては、株式会社仁田工務店、それから(5)の仮契約締結日は、令和7年2月5日。

(6)本契約締結日は、議決の予定日であります令和7年3月13日を予定しております。

(7)工事完成期限につきましては令和9年3月23日であり、工期につきましては、余裕期間267日を含む全部で740日間ということであります。

次に、2の損害賠償請求の対応について説明をさせていただきます。

(1)の第1回目の損害賠償請求につきましては、既に請求した損害賠償請求の内容であります。

これは、令和6年9月20日付で実施設計業務を行った業者に対し、1回目の損害賠償請求を行っております。

その後、相手方代理人に対し、令和7年2月7日、先週になりますが、相手方から求められた根拠資料について提出を行っております。

請求額は99万6,833円であります。

内容としては、契約不適合によって生じた損害のうち、令和6年5月時点の支払い済みのものとし、建築確認変更申請の手数料、第三者機関による構造計算適合性判定手数料、それから市職員の時間外手当でありました。

(2)の今後の損害賠償請求についてであります、まず①であります。

市の顧問弁護士から損害賠償の請求に当たり、損害額は契約不適合によるものなのか、市の都合によるものかは除き、どこまで因果関係があるか整理する必要があること。

それから、相手方に対して、まずは責任部分の妥当性を検討してもらい、金額の根拠については、全体の損害額を洗い出して整理した上で、全体の資料を提供したほうがよいというアドバイスをいただいたところであります。

このことから②になりますが、2回目以降の請求の検討であります。市としては、工事一時中止に伴う増加費用やその他の工事打切りまでに要した経費について、令和6年6月分から令和7年3月までの支払い分までの整理をしているところではありますが、どこまでが契約不適合との因果関係があるということができると判断が難しいと考えております。

そういったことから、今後、民間の専門家の知識・ノウハウを活用して、相手方と交渉した上で損害賠償請求額を確定し、解決を図る裁判外紛争解決手続という制度があります。

これは、東京電力への賠償の請求の関係で聞いたことがありますけれども、ADRというものであります。そういうところを使って、その利用について今検討しているところあります。

それから3つ目になります。

3の仮の会議室の進捗状況についてであります。

昨年の11月に開催いただきました全員協議会において、2月完成予定という説明をしていたところあります。地盤調査の結果、地盤改良の必要があることが判明いたしました。

その結果、2月17日から地盤改良を行った上で基礎工事を行い、その後、3月中旬に建物の設置、電気、消防設備工事を行い、現段階で3月25日に完了検査、4月からの供用開始というような予定としたところあります。

説明は以上であります。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長：ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

武田委員。

武田委員：今日は大きく3つぐらいに分けた御説明をいただきました。

それを、例えば3回とかというようにやられると、なかなか整理が難しいので、1つ目の質問、2つ目の質問、3つ目の質問というように分けてその質問をするような形に進めていただけないでしょうか。

委員長：今、武田委員から、今回の一連の審査に当たっては、区分しながら審査を行ったほうがよいというようなお話がありましたので、その意を踏まえて進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : それでは、これより質疑に入りますけれども、発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

ただいま部長から説明があった内容については、大きく3種類に区分されますので、まず最初に、1番の建築工事の関係、請負契約の関係について質疑を行いたいと思います。

武田委員。

武田委員 : 確認ですが、この契約金額は当初、こうやって工事が途中までできた、その残工事の分というか、そういうものが主なのかというように理解します。

先のことを記憶してございませんので、確認の意味ですが、今回の設計が当初考えたものでなかったのか、当初考えた設計に修正してもらって工事をお願いするということになりますと、当初の設計と違う部分が出てくるので、その分の上乗せの工事というのが発生するののかと、その上乗せした部分が入ってこの契約金額なのだったのか。

その流れが分からないので、お聞きしたいです。

委員長 : 小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長 : 今回の予算の置き方ですが、そもそも修正設計が、今年の11月までかかることになっていきますので、そこまでは、これから新しい建物、修正設計後の金額というのがそれまでは分からないという状況であります。

そこで、今回、昨年12月に議決いただいた継続費については、それまでの前の令和5年に議決いただいた予算額から、途中まで、打切りまでの経費分を差し引いた残りだけを予算計上と、実際何もない形です。

実態があるのは前の設計しかないのか、その分の設計額の残り分だけを予算計上させていただいております。

その分について、今回は随意契約という形で、その分だけ業者のほうにも理解をいただいて、その分で契約をさせていただく流れでありますので、新しい分は入っておりません。

委員長 : 武田委員。

武田委員 : 役所の仕組みが、いまだに理解できていないということを前置きしながら、新しい設計が11月に上がってこなければ、手もつけられないのではないのかというのが、私の一般常識ですが、ゆえに、そうした足したり、引いたりが出てくるということですよ。

今のやつに上乗せというものではなくて、一部壊してしまったりとか、あるいは要らなくなるものが出てきたりとかということで、これは当初のベースでしようが、そもそもが変わってくる部分もかなりあるのかと思います。

そうしたときに、今このようなことをしなければならないというのは、役所のどうい

う事情があるのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今回、先ほど申し上げましたとおり、前に設計した額で予算計上してみたものの、残額での継続費の計上であり、今回の契約だと。

これから修正設計がされて、建物の形、それから中身も変わってくる部分もあると思います。

それに伴って金額も変わってくるということであり、それについては、今後、設計が終わってから、議会のほうに補正予算の計上をさせていただき、それと契約の変更というような形で進めさせていただきたいというのが、市の考え方であります。

委員長：武田委員。

武田委員：そうしますと、そういう事情があって、今このタイミングに予算計上を再度しなければならぬということは分かりましたが、工事には着手ができる状況にはないということでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今、武田委員からお話があったように、着手はできない状況であります。

契約はしましたが、先ほど申し上げましたとおり、工事の余裕期間、(8)の工期のところに記載しておりますが、740日の工期としていますが、そのうち契約日から267日は余裕期間という形で、ものが動かないという状況であります。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしく願いいたします。

質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：お聞きしますけれども、今、一連の設計が問題になっていきますけれども、今、どういう業者に設計を委託して、その設計が出来上がるのはいつなのか。

それからもう一つ、今、武田委員からお話があったのですけれども、そうすると、今回契約したものは、設計ができるまでの間は現場は動かないという解釈でいいのかどうか。

2点、お伺いします。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今、修正設計をお願いしている業者は、前回の中里市民センターの工事に工事監理として入っていった村上設計事務所が行っているところでございます。

期間につきましては、本年11月までの予定で、今、作業を行っているところでございます。

また、猶予期間について、着手できないのかというお話でございましたけれども、そのとおりでございます。

設計が終わってからという形になってございます。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：設計業者にこだわりますけれども、その村上設計事務所は、そもそもの設計を頼んだ業者だったのか、それを検査してチェックしてもらった設計屋なのか。

それからもう一つは、そうすると、今2月だから、7か月、11月まで何も動かないという状況なのですけれども、実際、一般的にそういう取扱いをして、こういう工事やっているのかどうか、確認したいと思います。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：村上設計事務所につきましては、前回の工事のときの工事監理をやっていただいて、その際に、監理でございまして、内容をチェックしたところ、不整合なところがあるというか、おかしいところがあるということで指摘をいただいた事業者でございます。

そして次に、余裕期間が9か月というのは、今回のものは今までやったものの修正でございまして、今までやったその成果について、そこを生かしながら修正するという事で、時間を要しているところでございます。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：今回、当初の業者の方が、継続というか、随意契約で業者に決まるようではございますけれども、この間の契約の業者の皆さんというのは負担がないものかどうかお伺いします。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：今回の契約におきまして、余裕期間のうち、お互いに、市も業者も負担なくというような形になってございます。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：ただいま、1番の建築工事の関係の質疑を行っていますけれども、そのほか質疑をされる方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：ないようですので、この建築工事関係の質疑は終わります。

次に、2の損害賠償請求の対応について、これについての質疑を行います。

質疑の方はありませんか。

武田委員。

武田委員：改めて確認をしたいと思いますが、この設計業者との契約金額は幾らでしたかということと、それから、損害額の総額はどれぐらいなので、設計業者に対する市の考え方として、損害額の中のどれぐらいが、ここに出てきたのが99万6,000何がしが業者のほうの責任による損害というように見込んだのだらうと思いますが、そもそもこの損害額総額はどのようなものになっているのか、それから、その損害の内容というのはどういうことなのか。

さらに、いずれこれは長く私どもも説明をいただいている、やり取りをしてきた経過がございます。

このようなことが発生したときに、やり取りは十分後々問題にならないような、口頭とかではなくて、やりましたよねとかというのは、一連のやり取りの中では、市には瑕疵はないのかみたいなことを私お聞きしたことがございますが、そうとも言えないというのは、当初の担当職員からお答えがあったと私は記憶しております。

この辺の部分について、私どもにもう少し、まさしく損害を受けたわけですが、今後この流れの中で、(2)の辺りですか、なかなか双方の認識の一致が見えない部分があるのではないかと思いますけれども、その辺の整理はどのように仕切っているのか、今の現状についてお尋ねをしたい。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まず1点目の前に、最初の設計の業務委託をした業者は、有限会社環境計画工房であります。

そこでの契約金額については、1,947万7,700円でありました。

これは設計をしたということで、その金額で支払っております。

ただ2つ目、99万6,833円の考え方ではありますが、現在、1回目に、これは損害賠償額ですということを出した分につきましては、契約不適合というような、設計はできてはおりましたが、その内容が、不適合があったことで、まず、修補を相手方に実施させたところであり、その後、その修補に伴って建築確認の変更申請が必要になりましたので、その手数料と、それから、当初の設計について、構造計算が本当に適正なのかとい

うことで、その適合性判定を行った手数料、それから市役所の職員のその当時、令和6年5月までの時間外手当、かかった部分です、その分をこの場合は損害賠償の請求というような形でしたものであります。

それから3つ目ですが、市の瑕疵はというお話があったわけですが、市は委託し、できたものを納品いただきたいということで、それを検査したことで行って検査はしていると。

実際、その全部の中身、構造のところまで確認ができる部分でもなかったことであり、市の瑕疵のところは、今、その後、検証はしていないところであり、これから、さきに申し上げた、相手方にこれぐらいこれから設計、それから修正設計、あとは工事打切りまでにかかった変更契約等をした中で、どれだけ前よりもかかっているかというような、中断もありますので、そういうものについて、どこからどこまでを相手方に損害賠償という形でしていただけるかを、通知を出して、市としては、これですと言い切れればよいとは思いますが、ただ、それでは顧問弁護士の話もありましたけれども、しっかりきちんと話をしながら調整していったほうがいいのではないかなというようなお話もありましたので、今回、このADRの活用も今、検討している状況であります。

委員長：武田委員。

武田委員：責任の所在がはっきりしなくて、となると、全く、私が考えるのは、その確認をできなくてというスタートが今のお話です。

スタートはそこではないですね。

そもそも設計書を、どのような設計をお願いするかというような、入札なり、何なりにかかる場合のその業者に対する要求は、こういったものというものがきちっと本当に伝わっていたのですかということです。

ですから、強度を高めてくださいというようなものの認識が、そもそもから業者にあって、それでもなおかつそれを、そちらの何らかの伝達の不十分とか、何とかで、社内的に共通認識がなくて、そういうものが上がってきたのかと、そこに私は問題があると思うのです。

その後上がってきたものがどうのこうのというのは、もっともこれまでのやり取りの中でも、そのような精度の高い職員を常時職員として雇用するということについては、私どもも望んでおりませんし、それ以前に、きちっとした業者ですから、これまでの実績があるわけでしょう。

当初の入り口のところで勘違いしたのか、何かなのかどうかというところに、その勘違いなり、認識の違いは何ゆえに発生したのかと。

ここに私は一番の原因があるのではないかと思うのですが、その認識はどうですか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まず、業者の認識というのは、てんまつ書というのを皆さんのほうにもお示しさせていただいているので、その話はその後、私の後に建設部の次長のほうから若

干渉させていただきますが、そもそも設計を委託する、特記仕様というような形で、きちんとこちらは仕様を示して発注をしております。

相手方が、内容については若干後から説明がありますけれども、そういう不適合箇所があったということは事実として、最後、てんまつ書の中では認識しているようです。

そういうところで、市からも指摘を、提出された設計書について、そういうような疑義等もありましたので、全部修補を実施させたというような状況であります。

その修補につきましては、あとは修補したものは建築確認の変更申請を通過しておりますので、建築基準法上は大丈夫だったというようなことではあります。その後、実際に工事をしようとした段階で、現場で本当にこれができるのかということなどの課題があったということで、改めて修正設計が必要だと、工事監理者であったり、建設の請負事業者であったり、そういうお話があったところであり、その中からそういうお話をいただいたところから、市としては修正設計を選択し、改めてもう一度新しい、新しいというか、それを修正設計後に中里市民センターについて、建設を行っていかうというように捉えたところでもあります。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：設計者から出たてんまつ書にも書いてございますが、今、武田委員がおっしゃったように、繰り返しになるところもございますけれども、特記仕様書の確認のし合いというか、連携の協力の仕方がよくなかったと。

あとは、社内において設計の打合せに十二分なコミュニケーションが取れていなかったと。

また、事前打合せについても、時間等がかかっているというところで、これは言い訳ですけれども、そういったところを怠っていたところをてんまつ書に書いているというところでございます。

御指摘のとおりでございます。

ここのところを含めまして、ただ、その後、修正設計したところにつきましても、まちづくり推進部長がおっしゃったように、最終的に現設計は建築基準等には合致していましたが、建築確認等はいただいておりますけれども、いざ工事に入った際に、実際の事業者のほうから、なかなか工事がしづらいというような内容で、今回、修正設計に至ったということになってございます。

繰り返しのところもございますが、そういうところでもございました。

委員長：武田委員。

武田委員：一番先に御質問した、市が考える損害額の総額はどうか、それに対して、それぞれやり取りする中で、市の、持ち分というか、市にも上がってきたものに対するチェックが不十分だったとか、確認できなかったとかがあるのか。

これが言うなれば、今回、業者に請求している金額が、市が被った損害額の全額なのか、そうではなくて、折半した部分があるのか、であれば総額は幾らなのかということ

を最初に聞いたかったということです。

それから、修正設計をお願いした後のあたりというのは、素人でも分かる、よくどなたかが民間のあたりでは聞くわけですが、そもそも、当初のものに強度をやれば、いろいろな部材が増えたりするので、その仕上がりするときとか、施工中にかなり作業が困難なことが起きることが想定されるというのは、市役所の担当職員も十二分に理解をしていただろうということですから、そこにはやはり市としての問題点はあるだろうなというように一般的に考えられます。

そういうような中で、今後のことですが、双方で話し合いをしながらということでもありますけれども、いずれ市の損害とか、地元の方々の不便さと、期待から不便までいろいろなことが発生しているわけです。

そのことを考えれば、それは市税をもって対応するということになりませうれば、やはりきちんと市は市の考え方を主張していくべきだと私は思います。

その辺が今後、こういった契約の正確性とか、あるいは責任の重さだとか、そういうチェックの重要性とかというものに、携わる方々に対するけじめだろうと私は思っていますので、その辺はどのように考えているのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まず、損害額であります。1回目に請求した分は、確実に本来市が普通に施工できていなければかかるべきものではないということで、1回目の分は損害額と位置づけているところです。

ただ、工事にかかった費用のうち、工事を一時中止している期間もあります。

その期間の経費を、市とすれば、当然損害額だというような位置づけにしようとしておりますが、その分以外にかかった共通経費がどれぐらいに該当するのかとか、それから、市として、前の常任委員会のほうで若干説明をさせていただきましたが、今後、工事を行って、使えるものはそのまま請求しなくてもいいのではないかと考えているところでもあります。

そういうような考え方で、実際にかかった分、ここからここまででしょうねというような考え方は持っていますけれども、それが相手方であり、それからこれまでのいろいろな事例、判例なども参考とした場合、どこまでが損害賠償請求額になるのかということも、我々とすればなかなか決めづらいところもありますので、考え方はしっかり持っているわけですが、これからはそういうお話をしながら、相手方と話をしていたほうがお互いにいいのではないかとしようところで、今回、ADRを使うことも今検討を始めたという状況であります。

委員長：武田委員。

武田委員：今の話の中で、これは損害額の総額だと、しかし、いろいろと今の説明があったような中で、この部分は何としても請求したいとか、そちらの責任だと明白に言えるというような分の、その差額はどうかということをお尋ねしています。

どれぐらいの損害額が発生したのかと。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：損害額については、市として考える損害額というのは、はじいた中で相手方と交渉していく、相手方というか、このADRの手続の中で進めていくべきものでありますので、それをきちんとはじいてからそこに臨むというような考え方であります。

市が考えているかかったものというのは、先ほども説明させていただきましたが、工事の一時中断、中止に係る分とか、あとはそれ以外の仮設の経費とか、職員の時間外というのはどこまで請求できるかというのもあるかと思っておりますので、そういうものもきちんと請求していく、交渉していくというような考え方であります。

委員長：武田委員。

武田委員：そのように積算した中で、これと、これと、これというように分別したんでしょうから、そもそも積算したものを出してくださいよという話です。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まだ市として確定したものではありませんので、先ほども申し上げた考え方で、今、整理をしているところであります。

委員長：その整理が終わったら示すことができるということですか。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：今かかっている分というのは、打切りまでの経費の分はそれぞれ変更契約をしましたし、支払いを行った分というのは実際あります。

ただ、そのうち、実際の建築工事の中では、くいももう打ち込んでありますので、それを生かすこととしておりますので、それは今後使えるものでありますので、それは請求しないというようなものでありますので、そういう割振りをしながら、今現在、額をはじいていると、これまでの打切りまでの分です。

ただ、3つ目に説明した、例えば仮の会議室の経費であったり、それから今後、修正設計が終わった時点でどれだけの工事費というのが加わってくるかも分かりませんので、それもまだ見込めていないので、幾らだという話は、現時点ではできないところであります。

委員長：暫時休憩します。

( 休憩 10:45~10:50 )

委員長：休憩前に引き続き、再開します。  
そのほか、質疑の方はありませんか。  
千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：私から2点ほど聞きたいことがあるのですが、民間の専門の知識を活用するというような、ノウハウを活用するようお願いがありましたが、どのような団体というか、専門家を見込んでいるのかというか、考えているのか、もし答えられるのであれば、答えてもらいたいと思います。

あとはもう1点ですが、先ほど武田委員も触れたような感じには捉えられるのですが、2回目の賠償請求に見込んでいるものというものをもう少し答えられるのであれば、答えてもらいたいと。

以上です。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：1点目の民間の裁判外紛争解決手続、ADRで今考えているのは、法務省が認証している民間の弁護士などで組織する団体であります。

ただ、この辺の東北地方には、その認証を受けた団体というのがなくて、ADRではあるのですが、登録はしているのですが、そういう団体があるのですが、東北地方には残念ながら法務大臣の認証を受けた民間事業者がないというようなことと、取扱額も非常に小さい額でありますので、現在考えているのは、東京などの大都市圏の民間事業者、弁護士会のような団体を今想定はしています。

例えば、東京司法書士会みたいなどを今、想定しているところであります。

委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：2つ目の、こういったものを請求するのかなという御質問でございましたが、例えば建築工事におきまして、鉄筋等ももう発注済みでございました。

ただ、1年間以上そのまま放置ということになりますと、鉄筋の品質等にも関わってくるわけでございますけれども、そちらの処分費用と、あとは工事に係る、現場に囲いなどを行った、それが不必要になりましたので、そういったもの。

あとは、1回目の工事中止期間にかかった経費でございます。

間違っているということで、その分、工事を止めていたので、その分の経費。

また、その後、工事が施工困難というところで、また工事中止になりましたので、そのところのかかった経費についてが主なところでございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：民間ノウハウというか、考えているところは理解しましたが、こういうところを通すと時間がかかるのではないかと考えられますが、その辺の期間的な考えは、どの

ように考えているのか。

もう一点、見込んでいる賠償の中で、資材の処分料と囲いと停止期間というお話がありました。市の信用問題もかなり大きな問題になると思うのですが、その辺の考え方はどうなのか。

そして、市民に対する迷惑料というか、そういうことはなかなか行政上難しいとは思いますが、そういう考え方というものが持てるのかどうかの確認をさせてください。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まず、このADRを使ったときの手続、これからの期間ということですが、時間はかかると思っておりますし、また、2回目は今年の3月ぐらいまでで区切って、これだけ請求したい。

それから次の期間ということになるので、全体の工事が終了するまではこちらからの申立てはしていききたいと思っておりますし、それを検証して、相手方からの、これは相手方もこのADR手続をしましょうねと乗ってこななければならないことではありますけれども、相手方が市の申立てに応じていただいて、手続が進んでいけば、弁護士との手続の中でやり取りが進められ、このぐらいの額が妥当ではないかというところを、このADRのほうから市のほうに提案いただき、あとはそれを和解か、何か議決の形で皆さんのほうに示していくことになると思っておりますので、かなりの時間はかかるというように思っております。

それから、2つ目のお話ですけれども、市からは、あくまでも通常かかる分以外は損害であろうという捉え方はしております。

それが本来、市民の税金であったり、いろいろな交付金、補助金などを使いながら一番最小限の価格でできたものが、それ以上にかかっているというような分は、やはり損害であるということで、迷惑料ではないのですが、きちんとした形で市民に説明できるような額は示していきたいと考えております。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代します。

副委員長：それでは、委員長の職務を暫時行います。

沼倉委員。

沼倉委員：そもそも、先ほど武田委員がおっしゃったように、建築基準法上の基準を上回った強度を求めたということの結果として、設計が現場に出ながら使いにくかったというか、それが大きく起因しているのではないかと思います。

一般的に、トヨタ自動車の車の衝突の強度をトヨタが基準よりも上げ過ぎたと、さら

に安全なものをつくらうと思って上げ過ぎたら、国から言わせたら、それは基準に合わないということで、トヨタがしばらく生産中止したのと同じように、本来基準を満たしていれば、それで済む強度だったのではなかったかと思うのですけれども、結果的にそれを上回るものをリクエストしたと。

それが環境計画工房、設計屋が十分にそれを反映できなかったということが、そもそも大きな問題ではないかと思えますけれども、前の説明のときは、何か地盤が軟弱なところだから、より安全な建物を設計したいということで、基準を上回る強度を設計に反映してくれというようなリクエストをしたのではないかと、そういう認識はないでしょうか。

それからもう一つは、今、皆さんが言っているとおり、これは市民から見たり、ほかの議員から見て、設計業者に全部賠償請求したのかと。

例えば、今、千葉栄生委員が言ったように、何年も遅くなったことで市民が利用ができなかったと、俗に言う慰謝料みたいなもの。

それから、そもそも立派な設計ができていれば、新たな設計業者に頼まなくてよかったと、そういう費用もかかり増ししていますよね。

そういうものを全部洗い出しして、東京電力とのADRではないけれども、全部項目を相手と詰めていって、今度、その結果はこうだよと、だんだん賠償額を詰めていく、ADRというのは、私ども、東京電力の賠償の交渉で何回も説明を受けています。

まだやっているのではないかと思いますけれども。

多分、似たような手法でやっていくと思うのです。

その場合、賠償のリストに全部上げておかないと、後からこれが足りなかったということでは駄目だと思いますから、その辺しっかりと、全般を見渡して、ADRに臨むという、そういう準備を今しているかどうか、その確認をしたいと思います。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：建築基準を上回るもので、それが要因となっている部分があるのではないかと、うお話でございましたが、基準的には、安心・安全なものということで、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に公共施設についての基準がございまして、そちらのほうを基に今回設計をお願いしたというところがございますので、極端に過度なというような形ではなかった、仕様書にも書いてございますので、そういう形でお願いしていたところでございます。

副委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：損害賠償の話のところではありますが、通常、建物を建てるときにかかる分以外というのは、かかり増した分だということになるかと思いますので、その分はしっかり、今、それぞれの設計を一つ一つ確認をいただきながらしておりますし、それ以外にも、いろいろな人件費もかかっている分もありますので、きちんと請求というか、交渉の土台に乗っけていくということでもあります。

また、委員長からお話がありましたように、東電とのADRを使っての和解については、こういうものを請求し、こういう額で、結果こういうようなものでしたということが手続として皆さんのほうにもお示ししているのです、我々もそのような形で、今回も同様の形でこの総務常任委員会にお示しさせていただきたいというように思っております。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：次長に確認しますが、強度というか、構造的な基準よりもっと厳しいものをリクエストしたという、市の要求はなかったのかどうか。

今、何か曖昧で、要するに基準を満たせば最低限をクリアしているのではないかとと思うのだけれども、それはどのようなリクエストを設計上にしたのかどうか確認したいと思います。

それからもう1点、ADR絡みのものは、これは民間でもあるのですよ。

設計が起因したことによって、非常に竣工が遅くなると、これは別に特殊ではない、たまたま市が発注者だからこういう問題だけれども、そういうのをさっき東京の司法書士協会か何かはADRの仲介者になってくるとということだけれども、これはそんな珍しいことではないから、さっき言ったように、メンタルなもの、見えないものを含めて、やはり全部リストアップして、請求するものは請求したほうが良いと思いますので、その辺の考え方をもう一回お聞きします。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：先ほどの説明が足りなくて申し訳ございませんでした。

仕様書の中に耐震安全性の目標というのがございまして、3つございます。

構造体というのがございまして、これがⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類というように区分されてございまして、今回お願いしたのはⅡ類ということで、下でもなければ、上でもないという、それ以上の部分もあるものでございます。

また次に、建築非構造部材というのがございまして、これはA類、B類ということになってございしますが、こちらもB類ということで、その上にA類があるというような形になってございます。

そしてもう一つは、建築設備でございます。

これも甲類、乙類というようになってございまして、乙類のほうで、これらの分類につきましても、先ほど申し上げました、官公施設の総合耐震耐津波計画基準というのがございまして、そちらに合わせてお願いしているところで、必ずしもトップクラスというような形ではなかったのですけれども、それに合わせるような形で発注しているところでございます。

副委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：ADRの活用ですが、先ほど申し上げましたとおり、法務大臣が認定した

団体を利用したいという話を申し上げました。

民間のこういう争い事であれば、認証を受けてない事業者でもいいとは思いますが、今回この認証を受けた民間事業者を使うというのは、あとは裁判とか、時効とかの関係で、例えば、時効の完成猶予、それから訴訟の中止など、法的効果を認証を受けている団体が行うと付与されるということでもありますので、これからそこだけでそうだよねと解決できればいいのですけれども、今、皆さんがおっしゃっているように、できない場合もありますので、そういうときは訴訟まで行かなければいけないのだろうというように思っております。

東北地方では残念ながらこういう団体はありませんので、東京都とか、大都市圏の事業者を活用するほうがいいだろうという考え方があります。

しっかりとこちらの考え方は示していきたいというようなものであります。

副委員長：沼倉委員

沼倉委員：都市整備課長にお伺いしますけれども、しばらく前の委員会の際に、担当者の方から、さっき申し上げたように、中里地域はそれだけでなくも地盤が弱いので、基準よりもさらに厳しい設計をしてもらうように、そういうことで設計に対応してもらうことにしますと説明があったのが記憶にあるのです。

それからもう一つ、確認しますけれども、今回、初めの設計した業者は、自分たちに過失があったと、設計を市の意図どおりに十分設計しなかったという大きな反省は持っている状況なのでしょうか。

副委員長：千葉都市整備課長。

都市整備課長：地盤調査をして、それに合うような形で、先ほど申し上げた基準が満たされるような形でというような考えで設計していると考えております。

副委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：前の設計業者が自分たちの責任だということをはっきりと言っているかという質問だったと思いますが、てんまつ書を見る限りは、こういう不適當な場所があったということは書いてありますが、誤った計算を行ったということではありますけれども、今の質問の趣旨からすれば、全て私たちの責任ですというような言い方はしていないと捉えております。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：そのほかの委員方から、ただいまの賠償請求への対応についての質疑を行っていますけれども、質疑はございませんか。

武田委員。

武田委員：今の最後の、これは結構肝腎、これから進める中で結構な肝腎、根っこがここにあるわけですから、そこのところにやあ、やあとという部分があるから、申し訳ございません、私たちは全てその責任ある、私は今のやり取りだと、社内での共通認識なり、何なりというものに欠けているか何かして、入り口で間違えた。

その後、上がってきたものをチェックした、チェックしていないというのは、その次のことですけれども、それがなかったら、上がってきたものは、本来はきちんとした業者ですから、チェックしなくても用を足せるようなものが上がってくるのが普通ですから、チェックが足りなかったとか、何とかということに力点を置かれるというのは本末転倒な話だと私は思っています。

これが役所だからそのように詰められるのですよ。

私も一般の家庭の者がこういうことをお願いして、設計にミスがあったと、それで施主がそれをよく確認できなかったから、おまへたちにも責任あるなんて話は聞いたことがございません。

役所だからそのようなことを言われているのですよ。

通常、そんなこと、私はまかり通らないと思っております。

そういう中で、今、委員長の質問に対する部長の答弁で、それに対して当局はどのように反論か、あるいは納得か、今の考え方はどのようにまとまっているのでしょうか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：先ほどADRの認証の話を上申しましたけれども、今、納得できなければ、いずれ別なところでしっかりと判断いただく手法もあるのだろうと。

今は、まずは、このぐらいかかりましたよねということをお話をする、そういう土俵にまず行きましょうということでもあります。

責任の話をしていると思えますけれども、市のスタンスとすれば、そこでこちらがしている話を相手方が納得できないのであれば、訴訟ということも考えられると思います。

委員長：武田委員。

武田委員：もう一度お願いしますけれども、別に相手方がどうのこうのではなくて、相手はそういうことで、こういうミスがありました、でも何かもう一つ、あなたのほうでもそんなこと何か若干ねというような何かあるからごめんなさいとなっていないのかと、私はそう思うのですよ。

お互いにここの部分については、確認が、後々上がってきたものの確認ではないですよ。

契約をする中での確認が不十分だったとか、そこのところがうやむやだったのかと、私は思うのですよ。

いただいた要求に対して、云々かんぬんというてんまつ書の中身だとすれば、だから全面的に、私はその時点では、業者に責任があるとおっしゃっていただくのが、私とす

れば今の流れでは当たり前かと思うのです。

でもそこに、市の今の話で、当局は、業者がそういうてんまつ書を上げてきたことに對して、私は謝罪までするというくらいのものであろうと思うのですが、それを求めない、あるいはそれに対して納得しているのか。

納得できないとすれば、当局にもそちらが謝るまでの責務を負わせるだけの自信がないのか、そこをはっきりしてください。

委員長：休憩します。

( 休憩 11:13~11:22 )

委員長：休憩前に引き続き、再開します。

武田委員。

武田委員：いずれ、私が何度も申し上げていますが、責任の所在ということについては、業者のほうからはてんまつ書も上げていただいているということではありますが、その中には、委員長の質問の答弁の中には、全面的というような文言はないということです。

私は、これまでの市の説明をお聞きしますと、全面的に業者に責任があると認識をしておりますが、市としてというか、部長としては、現時点ではやはり業者のほうに全ての責任があるという認識なのか、その後の対応については、そういう認識の下にも協議をしていかなければならないというのは重々承知しております。

現時点で、やはりそのところをはっきりしないと、協議のテーブルの中での話合いも原点が見えてきませんので、その辺を少し披瀝していただきたい。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：かかり増した分については、ADRのテーブルの上できちんと話がされ、どれだけの責任があったかということをはっきりしてもらう方法を取っていきたいというように思いますし、そこで示された案が納得できなければ、きちんと別の手続を踏んでいくというように考えております。

委員長：武田委員。

武田委員：駄目です。

いいですよこれは、それやめてね。

だけれども私は会議録に残すべきだと思っています。

そういう認識を持っていかないと駄目ですよ。

いくら情状酌量とか、何とかというのが出てきても駄目なのよ。

やはり、そういったことで私どものほうでは落ち度がなかったと、向こうでは落ち度があった、それは全面的にそう。

しかしながらという部分は、今後、協議をしていくことになる。  
そのところがはっきりしなければ、協議にならないではないですか。

委員長：部長、市の基本的なスタンスを述べて、したがってそれに基づいてADRにしていきたいと思います。

要するに、私どもはやはり受注者側の責任だと思っていますと。  
休憩します。

( 休憩 11:25~11:33 )

委員長：再開します。  
小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：ADRのところできちんと相手方の落ち度というところをしっかりとこちらからは示しつつ、きちんとそのテーブルで協議していくということになると思いますし、それ以降、それに納得できなければ、別の手続というのを踏んでいくということになります。

委員長：この問題は、今の部長の答弁で、今後の進め方について理解をしたということではないでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長：皆さん、そういうことでお願いします。  
次は、3つ目の仮設会議室の進捗状況について説明がありましたけれども、これに対して質疑の方はありませんか。  
千葉栄生委員。

千葉(栄)委員：進捗状況についてお伺いします。  
この工程表、予定表というかは分かったのですが、これを地元の方々にはいつ頃説明なされるのかをお伺いいたします。

委員長：伊藤いきがいつくり課長。

いきがいつくり課長：こちらの工程につきましては、中里市民センターの所長、ほか職員の皆さんには説明済みでございまして、これから来年度の利用調整会議等があるということでしたので、その中で利用者の皆さんには説明していくということでした。

委員長：武田委員。

武田委員：土地は民地をお借りするということでしたが、その契約の内容の中では、契約を開始するときのものは原状復帰か何かというような、その内容はどのようになっていますか。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：お返しする場合は、原状復帰ということで契約しております。

委員長：武田委員。

武田委員：原状復帰というのは、今回、地盤整備や軟弱なものに砂利を入れるとかですが、そもそも用地が現状何の用地で用途変更してやるのかも含めて、また畑に戻したりとか、山に戻したりとかという話になると、かなりの原状復旧という、原状復旧のその内容についてどうなっていますか。

委員長：伊藤いきがづくり課長。

いきがづくり課長：原状復旧という契約をしておりますので、今回の地盤の工事につきましても、やはり地盤が弱いということで、くいを打つ際も、コンクリートくいと原状復旧の際に大変時間も経費もかかるということで、鉄のくいということで、そういった工法も考えた上で工事を行って、原状復旧の際に、あまり経費等がかからないような工事にさせていただきます。

現在、畑でございましたので、原状復旧の場合には畑。

現在、実際使っていたのが中里市民センターで、今、子供たちと一緒に一部野菜を植えたりとかしております、その前は特に何も使っていないような土地でございましたので、原状復旧の場合には、そういったもともとの畑の状態に復旧する予定にしております。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

中里市民センター建設工事についての調査を以上をもちまして終了いたします。

職員の皆さん、御苦労さまでした。

職員退席のため、暫時休憩します。

（休憩 11：38～11：39）

委員長：それでは、再開します。

次に、政策提言についてを議題といたします。

政策提言につきましては、各委員からいただいたこれまでの意見を基に作成したたたき台の案に基づき、前回委員会での討議内容を踏まえて、提言の形に整理することとしておりました。

整理した内容は、お手元に配付した資料のとおりでございますが、その内容について、書記の説明と併せてお目通しをいただくため、暫時休憩します。

( 休憩 11:39～11:48 )

委員長 : 再開します。

ただいま説明がありましたし、今後の取組を含めて、皆さんにお話がありました。

今後の日程もありますので、事務局では、できれば早く皆さんから今日の案に対する、訂正あるいは、加除修正をお聞きしたいというのが意図なようですけれども、中身をよく読まない、なかなかこの場で直すというのも限界があると思います。

委員長としては、皆さんに全部しっかりとお目通しをしてもらって、それを早い機会に出してもらって、それによってスムーズな内容の詰めに進めたいと思いますが、なかなかこの場ではですね。

休憩します。

( 休憩 11:51～12:06 )

委員長 : 再開します。

今、政策提言について協議を行っていますけれども、先ほど事務局から説明があった内容、各委員でチェックをお願いして、それに基づいて、次回の委員会で成案に近い形で皆さんと協議したいと思います。

次回の日程は、2月26日、水曜日、委員会を開催する方向で進めたいと思いますので、その前に皆さんのチェックした内容は、1週間ぐらい前かということは、19日あたりまでに事務局のほうに提出をお願いしたいと思います。

18日が本会議なので、そのときに持ってきてもらってもいいですし、いずれ19日までに、皆さんからお目通ししてもらって提出をお願いしたいと思います。

いいでしょうか。

( 「はい」 の声あり )

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 26日、午前中ですか。

委員長 : 26日、午後1時半から総務常任委員会を開きます。

それでは、そのような日程で今後委員会を進めたいと思いますので、皆さんの御了解をお願いしたいと思います。

そのほか、委員の皆様から何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。  
これをもちまして、本日の委員会を終了します。  
御苦労さまでした。

(午後0時10分 終了)